

誓約書

年 月 日

太宰府市長 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、太宰府市が太宰府市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の先端設備導入等計画申請を受け付けないと認識したうえで、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、先端設備等導入計画認定の取り消し、および貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当しません。
 - 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である。
 - 二 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっている。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している。
 - 四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した。

七 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した。

八 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している。

2 第1項第一号又は第二号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※第1項各号の解釈について

(1) 第三号及び第四号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 第八号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。